○還付申告に当たっての注意事項～給与所得者用～

◎還付のための申告は、ご自分で作成して、早めに提出しましょう！

多額の医療費を支払ったり、令和４年中に住宅をローンで購入された場合などで、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。

確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入漏れのないようご注意ください。

○　確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となり、税務署にマイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又はその写しを申告書等に添付する必要があります。

　また、マイナンバーカードを利用してご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

○　一定の要件を満たすことで、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受けることができます。制度の詳細については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

○　医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、領収書の提出に代えて、「医療費控除に関する明細書」の提出が必要です。ただし、領収書を自宅で５年間保管する必要があり、税務署から提出を求められたときは領収書を提出しなければなりません。

○　ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方が確定申告を行う場合は、ワンストップ特例が適用されなくなるため、ふるさと納税を含めた寄附金控除を申告書に記載する必要があります。

○　令和４年分の確定申告の相談及び申告書の受付期間（確定申告期間）は、令和５年２月16日（木）から同年３月15日（水）までです。

　なお、還付申告は、令和５年２月15日（水）以前でも行うことができます。

○　税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e-Tax による送信又は郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

確定申告書等作成コーナーをご利用ください！

確定申告書等作成コーナーで、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などを作成することができます。

◆作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン等を用意すれば「e－Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

詳しくは、確定申告書等作成コーナーをご覧ください。

作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】